

こんにちは！あいパルです。

地域の皆さまにご利用いただいている上戸田地域交流センター「あいパル」は、戸田市の男女共同参画の推進拠点です。男女共同参画に関する情報コーナー（1階）や、書架（2階図書館分館）などを設置しています。

Pick up! あいパル「イベント・講座」案内 ※詳細はあいパルのHPをご覧ください。

イベント名	内容	実施日	参加費	事前受付開始日
あいパル みんなの 防災DAYS あいパルキャラクター ばるばるちゃん あい本	見て、触れて、楽しく学ぶ「防災パネル展&グッズ展」	1月28日(土)~2月5日(日)	無料	1月5日(木)
	「防災お片づけ」ですっきり快適収納	1月28日(土)	無料	
	ペット防災「ペットの災害対策とマイ・タイムライン防災手帳」	1月29日(日)	無料	
	防災プレスレットをつくろう!	2月3日(金)	350円	
	【市民大学講座】アクティブ避難DAY	2月4日(土)	無料	
【市民大学講座】HUG 避難所運営ゲーム・講演	2月5日(日)	無料		

男女共同参画クイズ&プレゼント

戸田市では、令和4年10月11日から「戸田市○○○○○シップ・ファミリーシップ届出制度」を開始しました。



○に入る言葉をお答えください。
ヒント 中面を見てね!

《応募方法》

ハガキの場合はオモてに〒335-8588 戸田市協働推進課、ウラに①答え ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤本紙へのご意見・ご感想を明記。電子メールの場合は、紙面右下のアドレスまで①から⑤を明記してご応募ください。応募締め切りは令和5年1月31日(当日消印有効)。正解者の中から抽選で30名様に携帯スリッパをプレゼント! 当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

第9回

性別にかかわらず いきいきと働ける市内の企業を紹介!

株式会社 木元省美堂

当社は昭和30年の設立以来、小中学生が手に取る教科書や参考書、また医学書、一般企業様のカタログ、広報誌等の企画・組版作業から印刷・加工までを得意としてきた総合印刷会社です。現在では環境印刷、SDGs等にも力を入れ、更にお客様の情報発信における幅広いニーズにお応えするために、紙の印刷だけでなく、WEBやSNSでの情報発信、デザイン提案などにも力を入れています。

性別や国籍に影響されない、従業員一人一人が生き生きと働ける環境づくりと、ライフワークバランスの取れた社会生活が送れる職場づくりの実現を果たす為、制度改革と風土醸成の両輪で「働き方改革」を進めて参りました。

特に「印刷業界での実現は難しいのでは?」との声もあったフレックス制度、ノー残業デイ、女性オペレーターの育成をはじめ、お子さんの体調不良等で急遽入社できなくなった場合に取得出来るフレキシブル在宅勤務制度、また男性育児等も取入れ、社員の皆さんのライフステージやその時々状況に合わせた柔軟な働き方の提案を行っています。

今後も枠に捉われない自由な発想で社員の皆さんの働き方を支援していきます。



困ったときの相談窓口 <DV相談、性に関する相談(LGBTQ等)>

悩んでいるあなた、一度相談してみませんか? プライバシーは守ります。

DVとは：夫婦間や恋人同士など、親密な関係にある人からの暴力をいいます。「暴言をまく」「殴る・蹴る」「大声でどなる」「性的関係を強要する」「避妊に協力しない」「友人や家族との付き合いをチェックする」「生活費を渡さない」など。

相談の名称	実施機関	受付日	相談時間	電話番号
DV相談	戸田市配偶者暴力相談支援センター	月~金曜日(祝日、年末年始除く)	8:30~17:15 ※面談は要予約	048-299-5886
こころの電話相談	戸田市福祉保健センター	月~土曜日、 第2・4・5日曜日(祝日除く)	9:00~12:00 13:00~16:00	048-446-6453
こころの健康相談(要予約)		月~金曜日(祝日除く)		
男女共同参画相談(要電話予約)	上戸田地域交流センター「あいパル」	毎日(第3月曜日除く。ただし、その日が祝日の場合は受付可)	10:00~18:00	048-229-3133
With You さいたま電話相談	埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」	月~土曜日 (祝日、第3木曜日、年末年始除く)	10:00~20:30	048-600-3800
男性のための電話相談		毎月第1・3日曜日(1/1除く)	11:00~15:00	048-601-2175
DV相談+(プラス)	内閣府 男女共同参画局	毎日 24時間受付		0120-279-889
にじいる県民相談(埼玉県LGBTQ県民相談)	埼玉県	土曜日	10:00~22:00 (最終受付21:30、年末年始除く)	0570-022-282

命の危険を感じたら110番を!

その他の相談窓口については、市のホームページをご覧ください。(右のQRコードからご覧いただけます。)



編集員募集!

「つばさ」は市民が意見を出し合っ
て制作しています。編集会議は年間
6回程度です。
参加希望、見学希望の方は下記まで
お電話、FAX、メールにてご連絡く
ださい! 熱烈大歓迎です!!



つばさ編集委員
夢沼

編集後記

○大切なのはこれからですが、新しい制度ができたことをまず、嬉しく思います。本制度が市民に浸透して公民両方のサービスにも広がっていきますように! (アツツ)

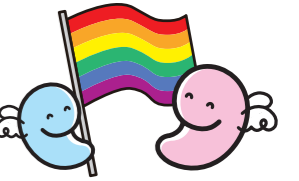
○午前2時。凜とした静けさと凍てつくような空気が。満天の星空の中、間近にそびえる富士山は格別でした。今年もたくさん素敵な経験ができますように! (鈴木)

○世の中の変化をどう受け取るか、それはその人それぞれの自由。自由であるということは、責任も自分で取るということ。この私達の地球が、宇宙の中でも奇跡の星だとしたら…人間はその責任を取れるのか…取らされるのか…(夢沼)

2023.1
Vol.68

戸田市男女共同参画情報紙

つばさ



レインボーフラッグ with
戸田市男女共同参画キャラクター
「ピリーちゃん」「リブちゃん」

特集

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 がスタート!



「つばさ」バックナンバー

特集

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度がスタート!

いわゆる「パートナーシップ制度」は、平成27年に東京都渋谷区・世田谷区から始まりました。現在は全国200以上の自治体で導入され、日本の人口の半数以上をカバーしています。〔出典〕渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査
埼玉県でもさいたま市、川越市など半数以上の市町が導入しています。

戸田市では、性的指向又は性自認に係る性的マイノリティの自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、令和4年10月11日から「戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始しました。

パートナーシップ届出制度とは

お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した、双方又は一方が性的マイノリティのお2人に対して、市から届出受理証明書などを交付する制度です。

ファミリーシップ届出制度とは

パートナーシップの届出をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを届出することができる制度です。

① パートナーシップ

双方又は一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティであるお2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

② 性的指向

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念

③ ファミリーシップ

パートナーシップを結ぶお2人とファミリーシップ対象者(パートナーシップを結ぶお2人の双方又は一方と生計を一にする子や親等)が家族として協力し合う関係

④ 性自認

自分の性をどのように認識しているのかなどを示す概念

⑤ 性的マイノリティ (LGBTQ)

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(からの性どころの性が一致しないため違和感を持つ人)、クエスチョニング(性的指向や性自認が決められない、分からない、決めない人など)の総称

届出を行うことができる方

パートナーシップ

- (1) 届出日において、双方が18歳に達していること
- (2) 市内在住または3か月以内に市内への転入を予定していること
- (3) お互いが近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと
(養子縁組によって近親者となった者を除く)
- (4) 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がいないこと
- (5) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと

ファミリーシップ

- (1) パートナーシップ届出者の双方又は一方の子(養子を含む)や親(養親を含む)等であること
- (2) パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であること

届出の流れ

① 事前予約

- 届出を希望する日の1か月前から7日前までに

・電話 (048-441-1800 内線 428)
 ・ファクス (048-433-2200)
 ・メール (community@city.toda.saitama.jp)
 ・電子申請 (以下 QR コード)

【担当】協働推進課

のいずれかにて、届出日を予約



事前予約の電子申請はこちらから→

② 届出

- 届出日時は、月曜から金曜(祝日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで(午前12時から午後1時までを除く)
- 原則、個室で対応

③ 届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付

- 窓口または郵送での交付

よくある質問

Q 婚姻制度とはどう違うのですか?

A 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は市が独自で実施するもので、婚姻制度のように法律上の義務や権利は発生しませんが、本制度が性的マイノリティの困難や生きづらさの軽減に繋がるきっかけになればと考え、先行事例や当事者の方のお話などを取り入れながら導入しました。

Q 届出受理証明書・届出受理証明カードを持つメリットは何ですか?

A 戸田市において、記念樹の受け取り、市営住宅の入居申し込みに活用ができます。
(最新情報は市の公式サイトをご確認ください)
また、携帯電話の家族割引の適用や生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった、民間サービスを受けられる場合もあります。詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

Q 届出にお金はかかりますか?

A 届出受理証明書・届出受理証明カードの発行は無料です。届出の必要書類によっては、取得に費用がかかるものがあり、その場合は、自己負担となります。

Q 戸田市に住んでいないと届出はできないのですか? また、同居している必要がありますか?

A 届出日から3ヶ月以内に市内に転入予定の場合は届出可能です。また、必ずしも同居している必要はありません。

Q 手続きはどこで、どのように行うのですか?

A 届出日を事前予約の上、必要書類をご用意いただき、届出をしていただきます。場所は届出日確定時にお知らせし、原則個室で行います。

届出受理証明カード

(表)

【第 号】
年 月 日

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を受理したことを証明します。

(本人) _____ (パートナー) _____
年 月 日生 年 月 日生

戸田市長 印

(裏)

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市に届出されたことを証明するものです。
受理証明カードの提示を受けた方は、上記趣旨を十分に理解くださいますようお願いいたします。
この制度を利用する方の性の在り方(性的指向、性自認等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

戸籍上の氏名(※通称名使用の場合) (本人) _____ (パートナー) _____
年 月 日生 年 月 日生

ファミリーシップ対象者
_____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生

詳しくは戸田市公式サイト、届出制度の手引きをご確認ください!

戸田市
公式サイト



届出制度の
手引き(PDF)



届出された方の声

令和4年11月22日に第1号となる届出がありました。届出された方からは、「とてもうれしく、かつ、ありがたいことだと思います。」とお声をいただきました。

できたばかりの制度なので、今後多くの方にご理解いただくとともに、様々な広がり生まれるといいね。

うん うん